

## 第8次勤労青少年福祉対策基本方針（案）概要

### 1 要旨

我が国において、少子化、技能継承に関する課題等を抱える一方、若年失業者、フリーター、若年無業者等が依然多数に上る現状にかんがみ、若い人材の育成という観点に立ち、これまでの在職者を主たる対象とした余暇活動支援から、フリーター、若年無業者等を対象としたキャリア形成、職業的自立に向けた支援へ重点を移行。

35歳未満の者を対象者とし、運営期間は平成18年度から平成22年度までの5か年。

### 2 基本方針（案）概要

#### 第1 勤労青少年の職業生活の動向

##### 1 勤労青少年を取り巻く環境の変化

雇用情勢の改善が遅れている地域があり、若年失業者、フリーター及び若年無業者の問題が生じている中、今後の我が国の人口減少、技能継承等の課題にかんがみ、若い人材に焦点を当てた社会の実現が必要。

##### 2 勤労青少年の現状

###### (1) 青少年人口

青少年人口の減少により、今後青少年一人当たりにおける社会保障をはじめとした負担はますます増大。

###### (2) 青少年をめぐる雇用情勢

若年者失業率は依然高水準であるとともに、新規学卒者の早期離職の問題は依然顕著。

###### (3) 就業構造の変化及び就業形態の多様化

青少年の希望する職業と需要が大きい職業との間のミスマッチは依然顕著。また、非正規職員が増加する一方、職業能力開発の機会不足が懸念。

###### (4) 働くことに関する青少年の意識

若年無業者には就業への自信の喪失が見られる状況。一方で、現状に満足しないフリーターや若年失業者は多数。

## (5) 海外体験

ワーキング・ホリデー制度の活用により、様々な知識・技能を習得できたとの自覚を持つ者が多い一方、帰国後の就職条件に有利には働いていないと感じる者が高割合。

## (6) 勤労青少年ホームの利用状況

利用者が減少している勤労青少年ホームが多い中、その理由として、地域の勤労青少年の減少や施設の老朽化に次いで、利用者ニーズの対応不足が高割合。

## 第2 勤労青少年の福祉の増進に関する基本的施策

### 1 勤労青少年福祉行政の方向性

フリーターや若年無業者の増加が、少子化もあいまって、社会・経済全体に与える影響は大きいと考えられ、青少年に対する職業生活の充実に向けた支援は、勤労青少年福祉行政として対処すべき重要な課題として、余暇活動の充実等に替わり、主眼を置くことが必要。

勤労青少年が主体的に職業生活設計を行うとともに、その自律的な選択を支援していくことが、勤労青少年福祉行政の目指すべき方向であり今後の課題。

### 2 職業生活の充実

#### (1) 職業意識形成のための支援

インターンシップ等を通じ、早い段階から、働くことの意義、職業生活等に関して、自ら考えさせる機会を設けることが重要。

#### (2) 就業に向けた自信・意欲の獲得等のための支援

集団生活による基本的能力の習得、勤労観の醸成、就業をめぐる悩みに対する専門的相談支援体制の整備等が必要。

#### (3) 的確な職業選択・職場定着の支援

試行雇用などの活用を通じた就職機会の拡大や、ワンストップによる就職支援メニューの提供等的確な職業選択の支援を行うとともに、勤労青少年ホームに専門家を配置しての相談援助を行うなど職場定着を支援することが必要。

#### (4) 職業生活に必要な職業能力開発の推進

キャリア・コンサルティングを活用した職業生活設計の支援や、理論と実習を組み合わせた実践型人材養成システムの普及・定着等が必要。

#### (5) 労働条件等の整備充実に関する支援

事業主における職場での安全と健康の維持・確保、勤労青少年に対する法定労働条件等に関する相談の場の活用促進、職業能力開発のための時間確保に向けた取組の推進を図ることが必要。

### 3 自由時間を活用した生活の充実

#### (1) 社会活動への参加の促進及び活用

自由時間等を活用し社会活動等への参加を通じて勤労青少年の生活の充実を図ることは、勤労青少年が職場や社会の一員であるとの自覚を深めるとともに、集団生活になじみ、コミュニケーション能力を高める上で有効。

#### (2) 様々な世代同士による交流の促進等

同世代、世代間又は地域間の交流を図ることは、勤労青少年の人間形成を促進する上で有効であり、こうした交流や心身のリフレッシュには、ボランティア活動や勤労青少年ホームにおけるレクリエーション活動等の促進が重要。

### 4 国際交流の促進

#### (1) ワーキング・ホリデー制度の持つキャリア形成機能の有効活用

渡航前後におけるキャリア・コンサルティングの実施を始めとしたキャリア形成支援体制の充実が必要。

#### (2) 海外留学を行う青少年へのキャリア形成支援

#### (3) 勤労青少年ホームによる国際交流事業の活用促進

### 5 勤労青少年福祉行政推進のための環境整備

#### (1) 支援のための地域ネットワークの構築等

職業安定機関、教育機関、社会福祉機関等の各機関、事業主団体、社会活動支援団体等による地域支援ネットワークの構築等が重要。

#### (2) 勤労青少年ホームの機能充実

勤労青少年を取り巻く現状に即したキャリア形成支援に関する機能の充実、地域の実情に応じた活用の促進等が必要。

### 6 勤労青少年指導體制の整備等

勤労青少年ホームの指導員、職場における勤労青少年福祉推進者等の勤労青少年福祉関係者に対する各種講習会の実施等により、指導體制の整備に努めることが必要。

### 7 勤労青少年福祉対策に関する啓発活動等の実施

勤労青少年福祉対策について、勤労青少年の日を中心とした広報・周知や、勤労青少年の福祉の向上に資する行事等の実施、支援が引き続き重要。

## 3 策定スケジュール

都道府県知事への意見照会等を経て、10月に公表予定。